

令和7年度京都府相談支援従事者初任者研修 開催要綱

1 趣 旨 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的とする。

2 主 催 者 京都府

3 研修実施機関 (福)京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 受講定員 【8日コース・演習コース】計250名、【3日コース】400名

5 開催日程・会場等

コース		日 程		科 目(予定)	会場
8日コース	3日コース	1日目	【視聴期間(予定)】 7月8日(火)～ 8月19日(火) 約7時間×3日分の動画を 視聴後、レポート課題提出 ※詳細については受講決定 の際にお知らせします。	【講義】障害児者の地域支援と相談支援 従事者の役割に関する講義	オンデマンドによる WEB講義 (指定期間中に 各自で視聴する ことができます。)
		2日目		【講義】障害児者の生活実態の理解	
		3日目		【講義】法・制度の理解 ケアマネジメントの手法とプロセス	
	演習コース	演習1日目	10月6日(月)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	みやこめっせ 1階第2展示場 D面
		演習2日目	10月7日(火)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	
		実習① ※詳細は演習2日目にお知らせします。		アセスメントの現場実習	
		演習3日目	11月10日(月)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	みやこめっせ 1階第2展示場 D面
		実習② ※詳細は演習3日目にお知らせします。		プランニング(社会資源の情報収集)の 実施	
		演習4日目	12月8日(月)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	みやこめっせ 1階第2展示場 D面
		演習5日目	12月9日(火)	【演習】ケアマネジメントプロセスの演習	

※研修プログラムは変更する場合があります。

※演習1～5日目の開催時間は9:30～17:00を予定していますが、各日により異なります。詳しい時間割は受講決定通知でお知らせします。

※受講申込者が定員を超過した場合は、受講申込内容に基づき受講決定を行いますので、申し込んだにもかかわらず研修を受講いただけないことがありますので予め御了承ください。

(1)WEB講義について

- ・YouTubeでの動画配信を予定しています。視聴環境がない方は、その他の受講方法について検討いたしますので、受講申込フォームの「WEB講義の視聴環境」に御入力ください。
- ・WEB講義受講後は、レポート課題に取り組んでいただきます。研修実施機関が指定する日時までにレポート課題の提出がない、又はレポート課題の内容に不備がある場合は、演習の受講が認められません。

(2)実習について

- ・【8日コース】【演習コース】においては、実習のカリキュラムを実施します。
- ・実習先については、受講者自ら調整を行っていただきます。
- ・実習の内容は、現に障害児・者福祉サービスを利用している方(あるいは今後利用する可能性のある方)の現在の状況をアセスメントすることを予定しています。
- ・詳細は実習直前の各演習日にお知らせします。

6 受講要件

【8日コース】【演習コース】

相談支援事業に従事しようとする者のうち、下記のいずれかに該当する者を受講対象とします。

- ① 相談支援事業所職員で、障害福祉業務の実務経験が概ね3年以上の者
- ② 相談支援事業所を有する法人職員で、障害福祉業務の実務経験が概ね3年以上の者
- ③ 相談支援事業所を開設予定の法人職員で、障害福祉業務の実務経験が概ね3年以上の者

※【演習コース】については、【3日コース】を令和2年度～令和6年度の間に修了されている方が対象となります。平成31年度(令和元年)以前に【3日コース】を修了されている方で相談支援専門員の資格取得を希望する場合は、【8日コース】を受講してください。

※相談支援専門員として実際に従事するためには、本研修の修了とともに、実務経験の要件を満たしている必要があります。詳細については別添資料「相談支援専門員の要件となる実務経験等」を参照いただいた上で、事業所所在地の市町村障害福祉担当課及び府保健所福祉課(京都市内の事業所は京都市障害保健福祉推進室(TEL:075-222-4161))に御確認ください。

【3日コース】

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)になろうとする者

※サービス管理責任者等の配置が必要なサービス種別

【サービス管理責任者】

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

【児童発達支援管理責任者】

児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設(福祉型・医療型)

- ② 市町村担当者、特別支援教育関係者又は精神科病院関係者で、相談支援に関する知識の習得又は更新をしたい者

7 資料代

	8日コース	演習コース	3日コース
受講 対象者	・相談支援専門員の資格 を取得したい方 (本研修を受講したこと がない方)	・3日コースを令和2年度～令 和6年度の間に修了した方 で、相談支援専門員の資格 を取得したい方	・サービス管理責任者等の資格を 取得したい方 ・市町村担当者、特別支援教育関 係者又は精神科病院関係者で知 識を習得したい方
受講日程	1～3日目(WEB講義) 演習1～5日目	演習1～5日目	1～3日目(WEB講義)
資料代	21,000円	15,000円	6,000円

※受講決定通知に同封する払込取扱票によりお振り込みください。なお、振込手数料は各自で御負担
ください。

※印刷にかかる経費高騰、決定通知発送に関わる事務手数料等のため、受講決定後にキャンセルされ
た場合は、上記の資料代全額をお支払いいただきますこと御了承ください。

※受講をキャンセルされた場合でも、振込後の返金はできかねますので御了承ください。

8 受講申込方法及び受講可否

(1) 受講申込方法について

- ・令和7年5月30日(金)17:00までに、下記 URL 又は二次元コードからお申し込みください。
- ・インターネットによる申込が難しい場合は、京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。
- ・受講申込完了後、登録いただいたメールアドレス宛てに自動返信メールが送信されますので、受信の
確認をお願いします。自動返信メールが届かない場合は、必ず京都府福祉人材・研修センターまで御
連絡ください。受講申込に関するトラブルが生じた場合、自動返信メールを保管されている方のみ対
応いたしますので御了承ください。

※コース毎に受講申込フォームが異なります。お間違いのないようお申し込みください。

※演習コースを申し込む場合は、令和2年度～令和6年度の間に本研修【3日コース】を修了した際
の修了証書の画像データを添付してください。

【8日コース】	【演習コース】	【3日コース】
https://forms.gle/cAguMvuTT2S4bDsi9	https://38d80014.form.kintoneapp.com/public/soudansienkyoninsyaensyu7	https://forms.gle/B86bLJzfFDw4cRFp7
		

(2)受講申込に当たっての留意事項

- ・受講申込フォームに入力された内容に基づき受講決定を行います。入力漏れ、誤字・脱字のないよう留意し、必ず全ての項目について入力してください。入力内容に不備がある場合、受講申込を受け付けないことがありますので御注意ください。
- ・受講配慮を希望する場合は、受講申込フォームに必ずその旨を入力してください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。

所属事業所について(全コース共通)

・法人格・法人名・事業所名・事業所サービス種別・担当者氏名・電話番号・FAX 番号・事業所所在市町村・郵便番号・事業所所在地・申込内容についての証明(責任者本人が自身の氏名を入力)

受講申込者について

【全コース共通】

- ・氏・名・ふりがな・生年月日・障害福祉業務の実務経験・現在の職種
- ・受講配慮(有の場合は配慮内容詳細)

【8日コース】

- ・受講要件(相談支援事業所を開設予定の法人は事業開始予定年月)・実習実施に係る同意
- ・申込に係る状況・WEB 講義の視聴環境・事業所内優先順位

【演習コース】

- ・受講要件(相談支援事業所を開設予定の法人は事業開始予定年月)・実習実施に係る同意
- ・申込に係る状況・相談支援従事者初任者研修(3日コース)の修了年月日、修了証書番号、画像データ添付・事業所内優先順位

【3日コース】

- ・受講要件・WEB講義の視聴環境・事業所内優先順位

(3)受講可否について

- ・受講の可否については、令和7年7月3日(木)までに、所属事業所宛てに御案内します。期日を過ぎても受講可否の連絡がない場合は、至急京都府福祉人材・研修センター研修課(TEL:075-252-6296)まで御連絡ください。

9 修了認定

- ・全カリキュラムの修了が認定された者には、演習最終日に京都府から修了証書を交付します。
- ・修了証書には、氏名及び生年月日を記載しますので、受講申込の際は誤りのないよう入力してください。
- ・研修修了のためには、全日程、全科目、全時間への出席が必要です。原則として、WEB 講義視聴後のレポート提出がない場合や、欠席、遅刻、早退、長時間の途中離席がある場合は、修了認定ができません。その他、WEB 講義視聴後に提出のあったレポート内容に不備がある場合や、演習での受講態度が不良であると主催者及び研修実施機関が判断した場合等も、修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。この場合でも資料代の返金はできません。
- ・本研修を複数年度にまたがって履修することは認めておりません。単年度で全日程、全科目、全時間を受講してください。
- ・受講申込フォームへ入力された内容に虚偽があることが判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了認定の取消等の措置を講じることがあります。

10 その他

(1)受講のキャンセルについて

- ・受講申込者多数となった場合、受講不可となる方もおられます。そのため、受講決定後のキャンセルはできる限りお控えいただきますようお願いいたします。なお、体調不良やその他の事情によりやむを得ず受講をキャンセルする場合は、速やかに京都府福祉人材・研修センター(075-252-6296)まで御連絡ください。

(2)受講上の注意点について

- ・研修中は、休憩時間を除き、スマートフォンやパソコン等の電子機器類の使用をお控えください。緊急に外部との連絡が必要となった場合は、必ず事前に事務局へお申し出いただき、許可を得た上で離席してください。
- ・上記以外にも、研修実施の妨げとなる行為や、その他受講態度の不良が認められる場合は、事務局から途中退席をお願いする場合があります。
- ・以上のことについて御了承いただいた上で研修にお申し込みください。

(3)会場等について

- ・会場規模が大きいため、個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。着脱しやすい衣服でお越しいただき、調整をお願いします。
- ・昼食は各自で御用意願います。

(4)自然災害発生時の対応について

- ・悪天候等が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ(<http://www.kyoshakyo.or.jp/>)内の「研修受講者の方」のページに掲載します。
- ・自然災害発生の影響により、主催者において研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

(5)個人情報の取扱いについて

- ・受講申込フォームに入力された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。また、受講申込内容や修了可否の状況等を事業所所在市町村と共有する場合がありますので予め御了承ください。

(6)相談支援従事者現任研修について

- ・本研修の受講により取得した資格を更新するために相談支援従事者現任研修を受講しようとする場合、現任研修受講開始前の過去5年間に於いて通算2年以上の相談支援の実務経験が必要となりますので御留意ください。

<研修に関するお問合せ先>

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都B1F
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課
TEL:075-252-6296 / FAX:075-252-6312